

○文部科学省告示第百六十五号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月三日

文部科学大臣 田中 眞紀子

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品」という。）の名称	指定美術品等の所有者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する期間
横たわる女(1912-13年)	ニューヨーク近代美術館 (館長 グレン・ローリー)	平成二十四年 十二月三日	平成二十五年 七月二日まで	愛知県美術館長 村田 眞宏 愛知県名古屋市中東区東桜一丁目十三番二号	愛知県美術館 愛知県名古屋市中東区東桜一丁目十三番二号 平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年二月十一日まで
横たわる女(1917年頃)	同右	同右	同右	同右	長崎県美術館 長崎県長崎市出島町二番一号 平成二十五年二月二十二日から同年四月七日まで
着物を着て立つ女	同右	同右	同右	同右	宇都宮美術館 栃木県宇都宮市長岡町千七十七番地
若い女性の肖像	ボストン美術館 (館長 マルコム・ロジヤース)	同右	同右	同右	同右
左肩をはだけて着物を着る女	同右	同右	同右	同右	同右